

環自総発第 2502173 号
令和 7 年 2 月 17 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿
各中核市の長

環境省自然環境局長
(公 印 省 略)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 3 号）が本日公布され、一部規定を除き（※）本日より施行される。改正の内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、その適切な施行に格段の御配慮をお願いする。

（※動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 21 条の 9 の改正規定については、令和 7 年 9 月 1 日に施行される。）

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1．狂犬病予防法の特例制度に参加する市区町村から犬が転出した場合における、環境大臣から当該市区町村へのマイクロチップ登録情報の提供（施行規則第21条の9関係）

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項に基づく犬の登録について、現行制度上、犬の転出は、狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第2条の2第2項に基づく転出先の市区町村からの通知によって把握されることになるが、今般、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の7第1項又は第3項の求めを行った市区町村（以下「特例参加市区町村」という。）において、より確実かつ容易に犬の転出を把握できるようにするため、環境大臣は、犬の転出に伴い法第39条の5第8項の規定による登録事項変更の届出又は法第39条の6第1項の変更登録があった場合に、当該特例参加市区町村に当該犬の転出を通知するものとする。そのため、施行規則第21条の9第3項を新設し、犬の転出に係る特例参加市区町村への通知を規定する。

第2．マイクロチップが脱落等した場合の届出（施行規則第21条の10及び様式第28関係）

法第39条の8に基づき、登録を受けた犬又は猫の所有者は、所有する犬又は猫が死亡したとき及び健康上の理由等により獣医師がマイクロチップを取り外したときに届出を行うことが義務付けられている。マイクロチップ登録情報の正確性等を確保するため、今般、これらに加え、マイクロチップが脱落した等の場合にも当該届出を行うものとする。そのため、施行規則第21条の10第1項第3号を新設し、法第39条の8の規定による届出が必要な場合として、登録している識別番号により個体の識別ができなくなったときを加える。これに伴い、届出様式（様式第28）の改正も行う。

第3．その他（施行規則様式第22から第27まで）

その他、様式第22から第27までについて、申請・届出する者の氏名カナを追加する等、軽微な改正を行う。

○環境省令第三号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月十七日

環境大臣 浅尾慶一郎

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
(狂犬病予防法の特例) 第二十一条の九 法第三十九条の七第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 登録又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地 2 法第三十九条の七第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 登録又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地 二 登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号 三 届出日 四 七 (略)	(狂犬病予防法の特例) 第二十一条の九 法第三十九条の七第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地 2 法第三十九条の七第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名、住所及び電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地 (新設) 二 五 (略)

3

マイクロチップが装着されている犬の所在地の変更（新所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下この項及び第二十一条の十一第二項において同じ。）の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内への変更に限る。）に伴い、当該犬の所有者が法第三十九条の五第八項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出又は法第三十九条の六第一項の変更登録を行った場合であつて、法第三十九条の七第一項又は第三項の旧所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関。第二十一条の十一において同じ。）は当該市町村長に次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 登録又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地
- 二 登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号
- 三 届出又は変更登録日
- 四 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
- 五 狂犬病予防法施行規則第九条第二号に規定する事項

（新設）

六 変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）	
（死亡等の届出） 第二十一条の十 法第三十九条の八の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二 （略） 三 前二号に掲げる場合のほか、登録されているマイクロチップの識別番号により犬又は猫の個体を識別することができなくなつたとき。 2 4 （略） （情報の提供） 第二十一条の十一 環境大臣は、都道府県知事に対し、法第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十四条の二第二項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。	（死亡等の届出） 第二十一条の十 法第三十九条の八の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二 （略） （新設） 2 4 （略） （情報の提供） 第二十一条の十一 環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。以下この条において同じ。）は、都道府県知事に対し、法第二十三条第一項、法第二十四条第一項及び法第二十四条の二第二項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。
2 環境大臣は、都道府県知事及び市町村長に対し、法第三十五条第四項及び第五項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。	2 環境大臣は、都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、法第三十五条第四項及び同条第五項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

3
·
4
(略)

3
·
4
(略)

様式第 22 (第 21 条の 5 第 2 項関係)

年 月 日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

1	マイクロチップの識別番号	
2	犬又は猫の名	
3	犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
4	犬又は猫の品種	
5	犬又は猫の毛色	年 月 日
6	犬又は猫の生年月日	
7	犬又は猫の性別	☐ 雄 (オス) ☐ 雌 (メス)
8	2 から 7 までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
9	マイクロチップの装着日	年 月 日
10	マイクロチップを装着した施設名及び所在地 (診療施設にあつては獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 3 号に規定する開設の場所)	〒
11	マイクロチップを装着した施設の電話番号	

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本標準規格 A 4 とすること。

様式第 22 (第 21 条の 5 第 2 項関係)

年 月 日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

1	マイクロチップの識別番号	
2	犬又は猫の名	
3	犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
4	犬又は猫の品種	
5	犬又は猫の毛色	年 月 日
6	犬又は猫の生年月日	
7	犬又は猫の性別	☐ 雄 (オス) ☐ 雌 (メス)
8	2 から 7 までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
9	マイクロチップの装着日	年 月 日
10	マイクロチップを装着した施設名及び所在地 (診療施設にあつては獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 3 号に規定する開設の場所)	〒
11	マイクロチップを装着した施設の電話番号	

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本標準規格 A 4 とすること。

様式第23（第21条の7第1項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

申請者 氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録を申請します。

記

1	登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2	登録を受けようとする者の個人又は法人の別	☐ 個人 ☐ 法人
3	登録を受けようとする者の電子メールアドレス	
4	犬又は猫の所在地	☐ 登録を受けようとする者と同じ 〒
5	犬又は猫の名	
6	犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
7	犬又は猫の品種	
8	犬又は猫の毛色	
9	犬又は猫の生年月日	年 月 日
10	犬又は猫の性別	☐ 雄（オス） ☐ 雌（メス）
11	4から10までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
12	在大崎予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録年月日	年 月 日

様式第23（第21条の7第1項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

申請者 氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録を申請します。

記

1	登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2	登録を受けようとする者の個人又は法人の別	☐ 個人 ☐ 法人
3	登録を受けようとする者の電子メールアドレス	
4	犬又は猫の所在地	☐ 登録を受けようとする者と同じ 〒
5	犬又は猫の名	
6	犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
7	犬又は猫の品種	
8	犬又は猫の毛色	
9	犬又は猫の生年月日	年 月 日
10	犬又は猫の性別	☐ 雄（オス） ☐ 雌（メス）
11	4から10までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
12	在大崎予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録年月日	年 月 日
13	在大崎予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録番号	

様式第24（第21条の7第3項関係）
第 号

年 月 日

登録証明書

動物の繁殖及び管理に関する法律
第39条の5第1項の登録
第39条の6第1項の変更登録
をする。よってこの証明書を交付する。

環境大臣（指定登録機関）
登録日： 年 月 日

1 登録を受けた犬又は猫に装着されている マイクロチップの識別番号	
2 暗記記号	
3 犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年 月 日
7 犬又は猫の性別	☐ 雄（オス） ☐ 雌（メス）

備 考 この証明書の用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第24（第21条の7第3項関係）
第 号

登録証明書

動物の繁殖及び管理に関する法律
第39条の5第1項の登録
第39条の6第1項の変更登録
をする。よってこの証明書を交付する。

環境大臣（指定登録機関）
登録日： 年 月 日

1 登録を受けた犬又は猫に装着されているマ イクロチップの識別番号	
2 暗記記号	
3 犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年 月 日
7 犬又は猫の性別	☐ 雄（オス） ☐ 雌（メス）

備 考 この証明書の用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第25（第31条の7第5項関係）

年 月 日

譲渡人氏（指定登録機関） 殿

申請者 氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住 所 千
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

再交付申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5第8項（同法第39条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録証明書の再交付を申請します。

記

1 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
----------------------------	--

備 考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第25（第31条の7第5項関係）

年 月 日

譲渡人氏（指定登録機関） 殿

申請者 氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住 所 千
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

再交付申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5第6項（同法第39条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録証明書の再交付を申請します。

記

1 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
----------------------------	--

備 考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第26（第21条の7第8項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

届出者 氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
電話番号

登録事項変更届出書

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
電話番号
犬又は猫の所在地
電子メールアドレス
犬又は猫の名
犬又は猫の毛色
犬又は猫の名若しくは毛色のほか特徴となるべき事項

を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5第8項（同法第39条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2	狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録年度	年度
3	狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録番号	
4	変更内容	
	(1)変更前	
	(2)変更後	

備考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第26（第21条の7第8項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

届出者 氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
電話番号

登録事項変更届出書

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
電話番号
犬又は猫の所在地
電子メールアドレス
犬又は猫の名
犬又は猫の毛色
犬又は猫の名若しくは毛色のほか特徴となるべき事項

を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5第8項（同法第39条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2	狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録年度	年度
3	狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録番号	
4	変更内容	
	(1)変更前	
	(2)変更後	

備考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第27 (第21条の8関係)

年 月 日

環境大臣 (指定登録機関) 殿

申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
電話番号

変更登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の変更登録を申請します。

記

1 変更登録を受けようとする者の 個人又は法人の別	☐ 個人 ☐ 法人
2 変更登録を受けようとする者の 電子メールアドレス	
3 犬又は猫の所在地	☐ 登録を受けようとする者と同じ 〒
4 犬又は猫に登録されている マイクロチップの識別番号	
5 犬又は猫の名	
6 犬又は猫の色	
7 5及び6のほか犬又は猫の 特徴となるべき事項	
8 狂犬病予防法施行規則第4条 第1項に基づく犬の登録年度	年度
9 狂犬病予防法施行規則第4条 第1項に基づく犬の登録番号	

様式第27 (第21条の8関係)

年 月 日

環境大臣 (指定登録機関) 殿

申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
電話番号

変更登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の変更登録を申請します。

記

1 変更登録を受けようとする者の 個人又は法人の別	☐ 個人 ☐ 法人
2 変更登録を受けようとする者の 電子メールアドレス	
3 犬又は猫の所在地	☐ 登録を受けようとする者と同じ 〒
4 犬又は猫に登録されているマ イクロチップの識別番号	
5 犬又は猫の名	
6 犬又は猫の色	
7 5及び6のほか犬又は猫の特 徴となるべき事項	
8 狂犬病予防法施行規則第4条 第1項に基づく犬の登録年度	年度
9 狂犬病予防法施行規則第4条 第1項に基づく犬の登録番号	
10 申請書の提出する者 (変更登 録を受けようとする者が申請書 を提出する者と異なる場合)	1) 氏名 (法人にあ つては、名称及び代 表者の氏名) 2) 住所 (法人にあ つては、主たる事務 所の所在地) 3) 電話番号

10 申請書を提出する者（変更登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合）	1) 氏名（法人にあっては、名称及び組織者の氏名）	
	2) 住所（法人にあっては、主たる事務所のある所在地）	
	3) 電話番号	
11 動物取扱業者の別（変更登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	☐ 第一種動物取扱業者 ☐ 第二種動物取扱業者	
12 第一種動物取扱業者の登録及び登録番号（変更登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）	☐ 販売：	
	☐ 保管：	
	☐ 貸出し：	
	☐ 訓練：	
	☐ 展示：	
13 第二種動物取扱業者の登録（変更登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）	☐ 飼りあわせ人業：	
	☐ 譲受飼養業：	
	☐ 譲渡し：	
	☐ 保管：	
	☐ 貸出し：	

備考 この申請書の用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

11 動物取扱業者の別（変更登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	☐ 第一種動物取扱業者 ☐ 第二種動物取扱業者
12 第一種動物取扱業者の登録及び登録番号（変更登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）	☐ 販売：
	☐ 保管：
	☐ 貸出し：
	☐ 訓練：
	☐ 展示：
13 第二種動物取扱業者の登録（変更登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）	☐ 飼りあわせ人業：
	☐ 譲受飼養業：
	☐ 譲渡し：
	☐ 保管：
	☐ 貸出し：

備考 この申請書の用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第28（第21条の10第2項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

届出者 氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住 所 平
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

死亡等の届出書

〔大又は猫が死亡した〕
第21条の6の規定により、獣医師がマイクロチップを取り外した
〕ので、
登録されているマイクロチップの識別番号により大又は猫の個体を
識別することができなくなった

動物の登録及び管理に関する法律第39条の8第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 大又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 届出事由の発生日	年 月 日
3 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく大の登録年度	年度
4 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく大の登録番号	

備考 この届出書の用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第28（第21条の10第2項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

届出者 氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住 所 平
電話番号

死亡等の届出書

〔大又は猫が死亡した〕
第21条の6の規定により、獣医師がマイクロチップを取り外した
〕ので、
動物の登録及び管理に関する法律第39条の8第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 大又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 届出事由の発生日	年 月 日
3 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく大の登録年度	年度
4 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく大の登録番号	

備考 この届出書の用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の九の改正規定は、令和七年九月一日から施行する。

（様式に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果

令和6年11月14日（木）から12月13日（金）までの間、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関して御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

1. 実施期間

令和6年11月14日（木）～令和6年12月13日（金）

2. 意見提出者数

e-Gov（電子）	郵送	合計（意見提出者数）	延べ意見数
19	0	19	31

※ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容のものなど、意見募集要領の要件を満たさない意見は無効とした。

3. 事項別の意見集計結果

提出された意見については、対象事項別に意見概要を整理し、意見に対する回答を別紙のとおり取りまとめた。省令案の事項別の意見の集計結果は以下のとおりである。

対象事項	意見数
施行規則第 21 条の 9	14
施行規則第 21 条の 10 及び様式 28 関係	0
施行規則様式第 22 から第 27 まで	5
その他マイクロチップに関するご意見	12

4. 寄せられた意見の概要及び意見に対する回答 別紙参照。

	意見の概要	意見に対する回答	意見数
	規則案3ページ7から9行目の「であって、法第三十九条の七第一項又は第三項の旧所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは」という文言を削除し、<u>特例通知に参加していない自治体にも転居の通知を行う運用に改めるべきである。</u> 転居通知を正しく行うことで、以下のような利点が得られる。 (1) 転居元に残り続ける原簿が正しく削除されることで、国内の犬の登録件数が正確に把握できる。 (2) 犬の登録状況が正確に管理されることで、狂犬病が発生した際に迅速かつ的確に対応するという狂犬病予防法の目的を正しく実行できる。 これらは狂犬病の発生予防および拡大防止に直結するものであり、行政の信頼性向上にも寄与する重要な施策である。特例通知の運用範囲を広げることが、狂犬病予防法の目的達成において不可欠である。	動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項及び第3項の通知と同様の整理になります。転出通知には多くの利点がありますが、特例制度への参加については各自治体にて御判断いただくこととなります。	10
1	規則案4ページ10行目について、今回の改正（「環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。以下この条において同じ。）を「環境大臣」とすること）により、<u>都道府県等自治体は、指定登録機関からの情報の提供が受けられなくなり、環境大臣からしが情報の提供を受けることができるのか。</u>情報の提供が必要となった都度、環境省へ照会をかけることになるのであれば、迅速な回答が得られるような体制や制度の整備をお願いしたい。	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第21条の11の主体は、指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関のままです。御指摘の点に関しては、新設する施行規則第21条の9第3項において規定されています。	
2	第21条の11第1項は、都道府県、政令指定都市及び権限委譲を受けている中核市が、動物取扱業者の指導監督を行う上で、マイクログリップ情報登録システム（現在、指定登録機関が管理運営中）から、登録された情報を得る（情報の提供を受ける）根拠であると認識している。 また、第2項は、都道府県及び市町村が、保護収容した犬猫の返還等を行う上で、マイクログリップ情報登録システムから登録された情報を得る根拠だと認識している。		1
3	規則案2ページ8行目の「～並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地」を「登録又は変更登録を受けた犬の所在地並びにその所在地を管轄する市区町村の情報（市区町村名、住所、担当部署名、電話番号）」とし、記載事項に「<u>直近の狂犬病予防注射の情報</u>」を追加してほしい。 犬の所有者が手続きを行う際に、当該情報を把握していないことがあることと、現状の特例制度の通知内容だけでは、行政側で狂犬病予防注射の実施状況と管轄の市区町村担当窓口が確認できないため。	御指摘の事項は狂犬病予防法に基づく申請に必要な事項にも含まれていないと認識しており、狂犬病予防法の特例としての通知である本件には追加いたしません。 関係省庁にも情報共有の上、頂いた御意見については今後の施策検討の参考とさせていただきます。	1
4	第21条の9第3項について、狂犬病予防法の特例制度に参加している自治体は、マイクログリップ情報登録の提供を受けて、抹消（転出）手続きが可能という解釈でよろしいか。新住所地の自治体の特例制度に参加している場合と参加していない場合とで手続きが変わるのか。情報提供を受けた後、自治体が行う手続きについて明記いただきたい。また、転入通知を受けた新住所地の自治体は、旧住所地が特例制度に参加している場合、旧自治体への通知が不要という解釈でよろしいか、明記いただきたい。	頂いた御意見については関係省庁とも引き続き協議してまいります。	1
5	(1) 狂犬病予防法の特例制度に参加する市区町村から犬が転出した場合における、環境大臣から当該市区町村へのマイクログリップ登録情報の提供【施行規則第21条の9関係】について、当該情報データの提供を受けるに当たり、本市の畜犬管理システムの改修を要する可能性があるため、その詳細について早期に教えていただきたい。	環境省として、情報システムを利用する観点からの情報提供は、今後自治体へ行っていく予定です。	1
6	(3) その他【施行規則様式第22から第27まで】について、犬の名前にも難読漢字や英字のものがあ るため、フリガナを付けるよう改正をお願いしたい。	頂いた御意見については今後の施策検討の参考とさせていただきます。	3
7	犬の毛色に「逃走時に検索しやすいよう分かりやすい色を入力してください。」等の注釈を追加してほしい。	貴重な御意見としてマニュアル等の改善の参考とさせていただきます。	1

8	犬の毛色をわかりやすい色にしてほしい。（迷子になった時の検索や保護者と連絡の際にわからないため）	貴重な御意見としてマニュアル等の改善の参考とさせていただきます。	1
9	マイクロチップ情報サイトから過去の注射履歴、犬の住所地の移動履歴が分かるようにしてほしい。	御意見として承ります。	1
10	マイクロチップに関する説明事項を販売業者に義務付けることについては賛同する。しかしながら、現状では説明は行われていても登録変更手続が実際に行われていないケースが散見されるため、販売を行ったその場で登録の変更を義務付ける仕組みが必要である。 具体的には、第39条の6に「登録を受けた犬又は猫を、犬猫等販売業者以外の者に譲渡した犬猫等販売業者」という項目を追加し、単なる説明にとどまらず、譲渡・販売時に事業者が登録変更手続を完了させる責任を明記してほしい。さらに、現行の第2項において、上記の新規追加項目に該当する事業者は対象外とする規定を設けることで運用の混乱を防ぐべきである。	御意見として承ります。	3
11	マイクロチップを注射済票とみなすという項目を動物の愛護及び管理に関する法律（第39条の7）に追加することを提案する。 現在、狂犬病予防法に基づき注射済票を交付する運用がなされているが、マイクロチップの普及を促進し、かつ管理の効率化を図る観点から、マイクロチップを注射済票としてみなす特例を設けるべきである。この措置により、犬の所有者や自治体の事務負担が軽減されるとともに、マイクロチップ普及率の向上が期待される。 現状では販売業者から飼い主にマイクロチップに関する説明は行われていても登録変更手続が実際に行われていないケースが多いように思われる。国より販売業者、犬を譲り受けた飼い主への登録変更手続きの周知の徹底をしてほしい。 転出入した際の登録変更手続の周知を徹底することで、手続きがスムーズにできるようになり、犬の登録件数が正確に把握できるようになる。そして、災害発生時、犬が迷子になった際にも迅速かつ的確に飼い主を把握し、対応することができるようになる。 これらは災害時のペット防災、行政の信頼性向上にも寄与する重要な施策である。マイクロチップ登録変更手続の周知を徹底することが、狂犬病予防法の目的である公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進の達成において不可欠である。	御意見として承ります。関係省庁にも共有させていただきます。	3
12	登録変更手続が確実に行われることは重要ですので、都道府県等の協力も得て周知に努めてまいります。	登録変更手続が確実に行われることは重要ですので、都道府県等の協力も得て周知に努めてまいります。	1
13	マイクロチップが装着されている犬の所在地変更時、旧所在地を管轄する市町村に指定登録機関が通知することになったことに伴い、 <u>狂犬病予防法施行令第2条の2第1項の通知が行われたこととみなすことができるよう、関係法令の整備をお願いしたい。</u>	御意見として承ります。関係省庁にも共有させていただきます。	1
14	<u>特例制度参加市町村への環境省からの通知について、生後90日を経過しないと市町村へ通知されない仕様の変更をお願いしたい。</u> 飼い主がマイクロチップの変更登録を正しく行っているのにも関わらず生後90日以内に行った場合は、市町村での登録の確認をおこなうことができないとトラブルにつながるリスクがあり、マイクロチップへの信頼低下にともなうと思う。	御意見として承ります。関係省庁にも共有させていただきます。	1

15	「狂犬病予防法の特例」により犬のマイクロチップが狂犬病予防法に基づく鑑札とみなされる。しかし特例制度に参加していない自治体では鑑札がなければ飼い主不明の犬であり、一定期間経って飼い主が見つかれば処分することになる。 特例制度に参加していない自治体でもマイクロチップを確認する装置を所有している所もあることは把握しているが飼い犬と一緒に旅をしたり、散歩などで別の自治体まで移動するという例があるかと思う。そのため、特例制度に未参加自治体へ犬が行く際、もしくは迷子になる恐れがある場合はマイクロチップ特例制度参加自治体で登録されている飼い犬であっても鑑札を装着することを義務付けることを提案する。 これにより、マイクロチップ特例制度参加自治体の犬が迷子になった際に飼い主の元に戻る可能性が上がると思われる。	特例参加自治体か否かにかかわらず、マイクロチップの情報を適切に登録することにより、逸走した犬及び猫が飼い主へ早期に返還されることが期待されます。	1
16	速やかに全自治体に対し特例参加させ、飼い主には購入時等にその場でマイクロチップ変更登録を義務付け、狂犬病予防注射履歴を紐づけてほしい。この管理をすべて環境省等一元管理し、犬の登録100%、狂犬病予防注射100%を目指し、狂犬病予防の実効性を担保してほしい。	御意見として承ります。	1